

公告第 11 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 30 年 7 月 6 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 30 年 7 月 6 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 羽 田 健一郎

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 8 条第 1 項中「次の各号」を「法第 144 条の 33 第 1 項各号」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「事務」の次に「(当該療養の給付の審査を含む。)」を加える。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 5 条関係）省略

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。